

兵庫県知的障害児者 生活サポート通信



発行 一般社団法人兵庫県知的障害児者生活サポート協会 理事長 松井美弥子

事務局 651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1番1号 兵庫県福祉センター内

TEL 078-891-4177 FAX 078-891-4188

親の高齢化と知的障害者の権利擁護について

理事長 松井 美弥子

平成15年の支援費制度発足で、障害分野の福祉サービスも利用契約制度となり、判断能力が不十分という特性をもつ重度の知的障害の子を持つ親は、急きょ親自身が成年後見人となった人も多くありました。その後、本人と保護者連名の署名で福祉サービスの利用が可能になり現在に至っています。

団塊の世代が高齢者の仲間入りをし、知的障害者の親も高齢化が進んでいます。親が亡くなり、保護者の居ない知的障害者も契約社会で生きて行かなければなりません。財産管理や身上監護のために、成年後見制度の利用が必要になる人も多くなると考えられます。

本年5月には、成年後見制度利用促進法が施行されました。成年後見支援の担い手として、市民後見人の養成が求められています。市民後見人や専門職の後見人の方には、知的障害の特性を十分理解し、福祉の支援関係者との連携を確実にして頂いて成年後見人を務めて頂きたいと思っています。

また、意思決定支援の重要性が唱えられています。しかし、「意思決定支援」の前に「意思疎通支援」が必要なが多いことも認識してほしいと思います。さらに意思決定支援を確実にするには、地域の相談支援事業の充実が必須です。相談支援の地域格差の是正を期待したいと思います。

成年後見制度は権利擁護の一つのツールに過ぎませんし、制度自体の課題もあります。しかし、親の高齢化は待ったなしで進みます。親なき後の数十年を、本人の意思を十分に理解し寄り添える環境は、個人後見

だけに頼るのではなく、複数で本人の後見支援について検討できる法人後見も重要な役割を果たすと考えます。現状では、法人後見センターは少なく、弱小で運営の厳しい所が多い現実があります。

行政は個人の財産等を守る成年後見センターへの助成はできないという判断の所が多く、法人成年後見センターの運営の在り方についても研究が必要だと考えます。

当サポート協会の権利擁護事業の中で、県下で活動されている法人成年後見センターに、知的障害者の権利擁護や成年後見人としての支援活動についての研修会等を、それぞれの地域で開催して頂くための助成ができないかと検討をしております。

多くの親は、親亡き後のわが子を社会に託したいと願っています。障害者福祉資源の充実が必須ですが、知的障害者が親なき後人としての尊厳を、守られて安心して暮らせる社会の実現と、必要なところへは公の助成が届くことを期待したいと思っています。

最後になりましたが、7月26日未明の神奈川県立津久井やまゆり園の知的障害者殺傷事件は、卑劣極まりない行為で到底許すことはできません。亡くなられた方のご冥福をお祈りし、何より大切なわが子や兄弟の命を奪われたご家族の皆様のご心痛をお察しし、心よりお悔やみを申し上げます。障害の有無に関係なく、人の命は尊く大切にされるべきものだということを心にとどめ、微力ながら当サポート協会としても知的障害への理解啓発活動に力を注ぎたいと思います。

平成27年度 収 支 決 算 書

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

●収入の部

科	目	予 算 額	決 算 額
会 費	会 費 収 入	10,350,000	10,808,580
雑 収 入	小 計	0	1,228
	受 取 利 息	0	1,228
	雑 収 入	0	0
預 り 金		0	0
前 期 繰 越 金		2,908,412	2,908,412
収 入 合 計 額		13,258,412	13,718,220

●支出の部

科	目	予 算 額	決 算 額
管 理 費		7,740,000	7,410,056
会 費	会 費 支 出	1,080,000	1,109,512
事 業 費	相 談 支 援 事 業	400,000	400,000
	地 域 生 活 事 業	940,000	1,120,124
	就 労 支 援 事 業	280,000	242,742
	権 利 擁 護 事 業	750,000	167,642
固 定 資 産 取 得 支 出	什 器 備 品 購 入 支 出	0	0
予 備 費	予 備 費	0	0
支 出 合 計 額		11,190,000	10,450,076
当 期 収 支 差 額		2,068,412	3,268,144
次 期 繰 越 額		2,068,412	3,268,144

保険料

●収入の部

科	目	予 算 額	決 算 額
保 険 料	預 り 保 険 料	70,000,000	72,952,450

●支出の部

科	目	予 算 額	決 算 額
保 険 料	預 り 保 険 料	70,000,000	72,952,450

平成28年度 収 支 予 算 書

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

●収入の部

科	目	予 算 額
会 費 収 入	制 度 運 営 費	11,169,000
雑 収 入	小 計	1,000
	受 取 利 息	1,000
	雑 収 入	0
預 り 金	預 り 金	0
前 期 繰 越 金		3,268,144
収 入 合 計 額		14,438,144

●支出の部

科	目	予 算 額
管 理 費		7,900,000
会 費 支 出		1,130,000
事 業 費	相 談 支 援 事 業	400,000
	地 域 生 活 事 業	1,290,000
	就 労 支 援 事 業	280,000
	権 利 擁 護 事 業	740,000
固 定 資 産 取 得 支 出	什 器 備 品 購 入 支 出	0
予 備 費	予 備 費	0
支 出 合 計 額		11,740,000
当 期 収 支 差 額		2,698,144
次 期 繰 越 額		2,699,144

保険料

●収入の部

科	目	予 算 額
保 険 料	預 り 保 険 料	75,531,000

●支出の部

科	目	予 算 額
保 険 料	預 り 保 険 料	75,531,000

第4回権利擁護セミナーに参加して

たつの市 矢野 一隆

東京都大田区で行われた全国手をつなぐ育成会連合会の権利擁護セミナーに参加してきました。

午前中は毎日新聞論説委員の野澤和弘氏の「はじまりました差別解消法」と題した講演、午後からは全国育成会権利擁護委員の関哉直人氏がコーディネーターを務める「障害者差別解消法」日常での活用をかんがえよう」と題したシンポジウムの2本立てで行われました。

障害者差別解消法をどう活かすかは地域の育成会の活動にかかっている。笑顔で柔らかな合理的配慮を求めようとの話に感銘を受けました。また、差別解消支援地域協議会の設立はとても



全国手をつなぐ育成会連合会
第4回権利擁護セミナー(大田区)

大事で、既存の市町の協議会をつまぐ利用して作ればよいとの話を聞いて自分の住んでいる市でも実現できるかなと思いました。

シンポジウムでは教育・就労・福祉・地域の色々な立場から見た障害者差別解消法の話が出て大変参考になりました。社会が複雑化している今、障害のある本人さんたちの権利擁護はとても重要でそれを踏まえた育成会活動の大切さを感じました。

* * *

第3回全国手をつなぐ育成会連合会
全国大会神奈川大会に参加して

副理事長 塚本 壽子

平成28年7月2日(土)～3日(日)に神奈川県民ホール・メルパルク横浜・フューチャ横浜で開催されました。第1日目の分科会はテーマが、大切な命を授かって生まれる～家族支援と本人支援のバランスを考える～の第一分科会に参加しました。基調講演は明星大学文学部福祉実践学科教授の吉川かおり氏が「親の幸せ、子供の幸せ」について講演されました。講演の中で、水が半分入ったコップの 슬라이ドを見ながら、半分かラの方を見ると、

こんなにできないところがある。↓↓ダメな人。半分水が入っている方を見ると、できるところがこれだけある。↓↓可能性のある人と思える。カラの部分を見るのが、水の入っている部分を見るのが、その人の見る視点で大きく変わるお話が心に残っています。



第3回全国手をつなぐ育成会連合会
全国大会神奈川大会

シンポジウムでは、一般社団法人さいたま市手をつなぐ育成会代表理事の宮部幸子氏、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害福祉専門官の田中真衣氏、NPO法人ノーマライゼーションサポートセンターころりんく東川副理事長の安井愛美氏の3人がシンポジストとして話されました。家族も支援者も一人でがんばらないでチームで支援する。家族支援では、親だけでなくきょうだいの支援についても話

平成28年度 障害基礎年金学習会開催予定校

- 平成28年7月6日(水)
兵庫県立氷上特別支援学校……………開催済み
- 平成28年11月16日(水)
兵庫県立西はりま特別支援学校……………11:00～
- 平成28年11月18日(金)
兵庫県立高等特別支援学校(三田市)………13:00～
- 平成29年2月4日(土)
兵庫県立北はりま特別支援学校……………11:00～

されていきました。300名以上の参加で会場は、熱気に包まれていました。この後、神奈川県民ホールの大ホールで、ライブセッション2016@かながわ、スタジオオクーガ人形劇団「ふもつふつ二代目」&サルサガムテープライブで、舞台と客席がひとつになって楽しみ、第1日目を終了しました。第2日目は、神奈川県民ホールの大ホールで、大会式典の後「よろこびを力に:」元マラソン選手の有森裕子氏が記念講演を行い閉会しました。

A・Uに加入して

宝塚市 竹林 早苗

この度、思いがけず息子が入院致しまして、発足当時から加入しているサポート補償制度のお世話になりましたことを、書かせていただきます。

息子は48才、高等部卒業以来、宝塚あしたば園に通園し週末以外は、仲間と一緒にグループホームで生活しております。1才の時「難治性てんかん」と診断され、以来発作の心配だけをして毎日を過ごして来たように思います。ところが、尿路感染と腸閉塞とのことで、入院を余儀なくされました。後から思えば、本人から訴えらしき行動があったにもかかわらず、それをキャッチすることが出来ず、大変な思いをさせてしまいました。とにかく主人共々、反省をいたしました。

約1ヶ月の入院でしたが退院後、所定の用紙を送っていただき必要書類を整えて返送いたしましたところ、すぐに送金していただき、その早さにびっくり致しました。丁度、今年度から始まりました新プランに切り替えも致しておりました。

ほんとに何が起きるかわからない人生ですが「備えあれば…」の例えの通りと言ったことを実感致しております。今、息子はお陰様で元気に通園し、仲間と一緒にホームでの楽しい生活を再開しております。ありがとございます。



自転車事故を起したら・・・?!

自転車に関係する事故とは？

自転車に関係する事故では、自分がケガをするだけではなく、歩行者等にケガをさせたり、他人の財物を壊したりする場合があります。

- 自分がケガをする
- 他人にケガをさせる
- 他人の財物を壊す

自転車事故で問われる責任は？

道路交通法上、自転車は車両の一種(軽車両)です。法律違反をして事故を起こすと、自転車利用者は刑事上の責任が問われます。被害者のケガや財物の損害に対しては、民事上の損害賠償責任が発生します。また、被害者を見舞い、誠実に謝罪するという道義上の責任も果たさなければなりません。

- 刑事上の責任 刑事未成年・責任能力なし等の場合には問われません
- 民事上の責任 被害者に対する法律上の損害賠償責任
- 道義上の責任

※自転車運転者講習制度(改正道路交通法：平成27年6月施行)

一定の危険な違反行為をして検挙され、又は、事故を起こした悪質自転車運転者は、自転車運転者講習の受講を命ぜられます。受講に従わない場合、5万円以下の罰金。

※自転車加害事故の高額賠償事例(民事上の責任)

男子小学生(11歳)が自転車を運転して帰宅中、歩車道の区別のない道路において、歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。➡ 賠償額：9,521万円(神戸地裁平成25年)

生活サポート総合補償制度と自転車事故

「生活サポート総合補償制度」では、被保険者自身のケガについては、「ケガをしたときの補償」や「入院給付金」で、被保険者の起こした自転車事故による損害賠償については、業務に従事中などの特殊な場合を除き、「個人賠償責任補償」で支払いの対象となります。

※上記は一般社団法人日本損害保険協会の資料より一部抜粋

編集後記

サポート通信No16の発送作業は、「洲本市手をつなぐ育成会」のみなさんをお願いしました。



★ パンフレットのご請求・お問合せ先 ★

- 補償制度担当：ジェイアイシーウエスト株式会社
〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル401
フリーダイヤル：0120-177-294
- 一般社団法人 兵庫県知的障害児者生活サポート協会
TEL：078-891-4177
E-mail：hyogo-support@voice.ocn.ne.jp